

令和 2 年 11 月 30 日開会

令和 2 年 12 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 12 号	専決処分の報告（令和 2 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 9 号））	別冊
報 告 第 13 号	専決処分の報告（財産の取得（高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋(プラスチック手袋)））	1
報 告 第 14 号	専決処分の報告（財産の取得（高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋(ラテックス手袋)））	3
議 案 第 95 号	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	5
議 案 第 96 号	寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正	8
議 案 第 97 号	寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正	10
議 案 第 98 号	寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正	14
議 案 第 99 号	寝屋川市道路占用料徴収条例の一部改正	17
議 案 第 100 号	寝屋川市都市公園条例の一部改正	21
議 案 第 101 号	令和 2 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
議 案 第 102 号	令和 2 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 103 号	令和 2 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議 案 第 104 号	令和 2 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

番 号	案 件	頁
議案第 105 号	令和 2 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 106 号	令和 2 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 107 号	財産の取得（図書館資料自動貸出・返却機等）	25
議案第 108 号	財産の取得（オンライン会議用パソコン）	26
議案第 109 号	財産の取得（災害時における避難所用発電機等）	27
議案第 110 号	指定管理者の指定（寝屋川市立市民会館）	28
議案第 111 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西北コミュニティセンター）	29
議案第 112 号	指定管理者の指定（寝屋川市立南コミュニティセンター、寝屋川市立南コミュニティセンター分館）	30
議案第 113 号	指定管理者の指定（寝屋川市立東北コミュニティセンター）	31
議案第 114 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西コミュニティセンター）	32
議案第 115 号	指定管理者の指定（寝屋川市立東コミュニティセンター）	33
議案第 116 号	指定管理者の指定（寝屋川市立西南コミュニティセンター）	34
議案第 117 号	指定管理者の指定（寝屋川市立中央高齢者福祉センター）	35
議案第 118 号	指定管理者の指定（すばる・北斗福祉作業所、大谷の里）	36
議案第 119 号	指定管理者の指定（寝屋川市立国道 1 号高架下駐車場）	37

番 号	案 件	頁
議案第 120 号	指定管理者の指定（寝屋川市立学び館）	38
議案第 121 号	指定管理者の指定（寝屋川市立地域交流センター）	39
議案第 122 号	人権擁護委員候補者の推薦（道 上 雅 司）	40
議案第 123 号	人権擁護委員候補者の推薦（荒 木 裕 美）	42
議案第 124 号	第六次寝屋川市総合計画基本構想の策定	45

専 決 処 分 の 報 告

財産の取得について、別紙のとおり令和2年10月22日専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年11月30日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和2年10月22日専決

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋 |
| 2 財産の概要 | プラスチック手袋（100枚入り） 30,324箱 |
| 3 取得目的 | 新型コロナウイルス感染症に対する対策として、食事介助及び身体介助の際に使用する手袋を、高齢者施設及び障害者施設に提供するため |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 取得価格 | 金 36,692,040 円
(内消費税及び地方消費税の額 3,335,640 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府高槻市富田丘町9番5号
石黒メディカルシステム株式会社 大阪支店
支店長 吉 松 英 亮 |

専 決 処 分 の 報 告

財産の取得について、別紙のとおり令和2年10月22日専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年11月30日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和2年10月22日専決

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高齢者施設及び障害者施設における介助用手袋 |
| 2 財産の概要 | ラテックス手袋（100枚入り） 15,000箱 |
| 3 取得目的 | 新型コロナウイルス感染症に対する対策として、食事介助及び身体介助の際に使用する手袋を、高齢者施設及び障害者施設に提供するため |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 取得価格 | 金 51,150,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 4,650,000 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目12番35号
美津濃株式会社
代表取締役社長 水 野 明 人 |

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寝屋川市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の130」を「100分の125」に改める。

- 3 寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 44 年寝屋川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100 分の 222.5」を「100 分の 217.5」に改める。

第2条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100 分の 217.5」を「100 分の 220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する 条例等の一部改正

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年寝屋川市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「大阪府の他の市町村の区域内に所在する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設に入所をすることにより当該施設」を「国民健康保険法第 116 条の 2 第 1 項各号に掲げる入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）（大阪府の他の市町村の区域内に所在するものに限る。第 4 項第 5 号を除き、以下同じ。）」に、「当該施設に入所」を「当該病院等入院等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、2 以上の病院等に継続して入院等をしている者であつて、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。

第2条第3項各号列記以外の部分中「前項」を「前3項」に改め、同項第2号中「児童福祉法」の次に「（昭和 22 年法律第 164 号）」を加え、同項第5号を次のように改める。

- (5) 病院等入院等をしたことにより他の市町村の区域内から寝屋川市の区域内における病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者（当該病院等から継続して寝屋川市の区域内における他の病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者を含む。）（国民健康保険法又は高齢

者の医療の確保に関する法律による被保険者（国民健康保険組合に加入している者を除く。）に限る。）のうち、他の市町村においてこの条例による医療費の助成に相当する助成を受けることができる者

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、第1項に規定する寝屋川市の区域内に住所を有する者とみなす。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をする事によりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であつて、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際寝屋川市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行つたと認められる者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際寝屋川市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第3条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は精神病床への入院に係る給付」を削る。

（寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は精神病床への入院に係る給付」を削る。

（寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年寝屋川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号中「（精神病床への入院に係る給付を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後重度障害者医療費助成条例」という。）第2条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の際現に同条第2項に規定する病院等（以下「病院等」という。）に同項に規定する入院等（以下「入院等」という。）をしている者であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても引き続き同一の病院等に入院等をするものについては、令和3年10月31日までの間は、適用しない。この場合において、この条例の施行の際現に大阪府の他の市町村の区域内に所在する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設に入所している者については、なお従前の例による。
- 3 改正後重度障害者医療費助成条例第3条第1項、第2条の規定による改正後の寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項及び第3条の規定による改正後の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、施行日以後に行われる保険給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部改正

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市保健所事務手数料条例（平成 30 年寝屋川市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 22」を「別表第 23」に改める。

別表第 1 備考 2 中「場合」の次に「又は営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた場合であって、営業設備の構造に変更がないとき」を加える。

別表第 2 中「16,000 円」の次に「(理容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該理容所の構造及び設備に変更がないときにあっては、12,900 円)」を加える。

別表第 4 中「18,200 円」の次に「(営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であって、当該興行場の構造設備に変更がないときにあっては、13,500 円)」を、「8,900 円」の次に「(営業者から当該興行場営業を譲り受けた場合であって、当該興行場の構造設備に変更がないときにあっては、8,700 円)」を加える。

別表第 5 中「22,000 円」の次に「(営業者から当該旅館業を譲り受けた場合であって、当該旅館業の施設の構造設備に変更がないときにあっては、16,300 円)」を加える。

別表第 6 中「22,000 円」の次に「(営業者から当該浴場業を譲り受けた場合であって、当該浴場業の営業施設の構造設備に変更がないときにあっては、16,300 円)」を加える。

別表第 10 中「16,000 円」の次に「(クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該クリーニング所の構造及び設備に変更がないときにあっては、12,900 円)」を加える。

別表第 14 中「16,000 円」の次に「(美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合であって、当該美容所の構造及び設備に変更がないときにあっては、12,900 円)」を加える。

別表第 22 の次に次の 1 表を加える。

別表第 23 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57

号) に関する事務

項	区 分		金 額
1	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 4 条第 1 号に掲げる衛生証明書に限る。）の発行		1 通につき 870 円
2	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条第 2 項の規定による認定の申請に対する審査	実地検査を行う場合	1 件につき 20,900 円
		実地検査を行わない場合	1 件につき 10,400 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市保健所事務手数料条例別表第 1、別表第 2、別表第 4、別表第 5、別表第 6、別表第 10、別表第 14 及び別表第 23 の規定は、この条例の施行の日以後にされる食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の許可、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 2 の検査、興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項の許可、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の許可、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 5 条の 2 の検査、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の検査、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 15 条第 2 項の輸出証明書の発行及び同法第 17 条第 2 項の適合施設の認定の申請（以下「許可等の申請」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

寝屋川市道路占用料徴収条例の一部改正

寝屋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

寝屋川市道路占用料徴収条例（平成 8 年寝屋川市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「法第 35 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。）第 18 条に規定するものを除く。）及び」を削る。

別表中	を	に改め、同表法第 32 条第 1 項	「	2, 400	「	2, 500
				3, 700		3, 900
				5, 000		5, 200
				2, 100		2, 300
				3, 500		3, 600
				4, 800		5, 000
				170		230
				27		23
				11		14
				1, 600		2, 200
				1, 100		1, 400
				3, 300		4, 500
				1, 400		1, 900
				3, 300		4, 500
			」		」	

第 2 号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	95
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		140
	外径が 0.1 メートル以		200

上 0.15 メートル未満 のもの	
外径が 0.15 メートル 以上 0.2 メートル未満 のもの	270
外径が 0.2 メートル以 上 0.3 メートル未満の もの	410
外径が 0.3 メートル以 上 0.4 メートル未満の もの	540
外径が 0.4 メートル以 上 0.7 メートル未満の もの	950
外径が 0.7 メートル以 上 1 メートル未満のも の	1,400
外径が 1 メートル以上 のもの	2,700

別表中 「

6,800
3,400
3,300

」 を 「

3,700
2,200
4,500

」 に、「政令第7条第2号」を「道路

法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「1,000」を「740」に、「第7条第9号」を「第7条第12号」に、「Aに0.025を乗じて得た額」を「7,400」に改め、同表備考中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後における道路及び道路予定区域の占用に係る占用料について適用する。

議案第 100 号

寝屋川市都市公園条例の一部改正

寝屋川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市都市公園条例の一部を改正する条例

寝屋川市都市公園条例（昭和 54 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表中	「	2, 400 円	「	2, 500 円	を に改め、同表法第 7
		3, 700 円		3, 900 円	
		5, 000 円		5, 200 円	
		2, 100 円		2, 300 円	
		3, 500 円		3, 600 円	
		4, 800 円		5, 000 円	
		170 円		230 円	
		27 円		23 円	
		11 円		14 円	
		1, 600 円		2, 200 円	
		1, 100 円		1, 400 円	
		3, 300 円		4, 500 円	
		3, 300 円		4, 500 円	
		」		」	

条第 1 項第 2 号に掲げる水道管、下水道管、ガスパ管その他これらに類するものを設ける場合の項を次のように改める。

法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる水道管、下水道管、ガスパ管その他これらに類するものを設ける場合	外径が 0.07 メートル未満のもの	1 メートル	1 年	95 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの			140 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			200 円

外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		270 円
外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		410 円
外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		540 円
外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		950 円
外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,400 円
外径が 1 メートル以上のもの		2,700 円

別表第 1 第 2 項の表中	「	3, 400 円	を	「	2, 200 円	に改める。
		3, 300 円			4, 500 円	
		1, 400 円			1, 900 円	
		1, 000 円			740 円	
		2, 600 円			3, 600 円	
		3, 300 円			1, 400 円	
		1, 000 円			1, 000 円	
		4, 700 円			2, 400 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後における都市公園の占用に係る使用料について適用する。

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和2年11月30日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 図書館資料自動貸出・返却機等 |
| 2 | 財産の概要 | (1) 図書館資料自動貸出機 10 台
(2) 図書館資料自動返却機 3 台
(3) 図書館出入口等 I C ゲート 12 台
(4) 図書館等カウンター用 I C リーダライタ 12 台 |
| 3 | 取得目的 | I C タグの貼付による図書館資料の自動貸出・返却処理
その他の管理を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 108,350,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 9,850,000 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市北区豊崎五丁目4番9号
富士通 J a p a n 株式会社
コンストラクション事業本部
I C T ビジネス統括部関西ビジネス部
部長 小 西 和 幸 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和2年11月30日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | オンライン会議用パソコン |
| 2 財産の概要 | ノート型パソコン 122 台 |
| 3 取得目的 | 新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、オンライン会議を行う環境を整備するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 13,090,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 1,190,000 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市福島区福島六丁目 14 番 1 号
株式会社大塚商会 LA 関西営業部
LA 関西営業部長 南 英 和 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和2年11月30日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 災害時における避難所用発電機等 |
| 2 財産の概要 | (1) 避難所用発電機及びキャビネット 各 12 台
(2) バルーン型投光器 48 台 |
| 3 取得目的 | 新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、災害時における避難所の運営に必要な物品を配備するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 22,585,200 円
(内消費税及び地方消費税の額 2,053,200 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 10 番 27 号
株式会社ミヨシ
代表取締役 三 好 尚 志 |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立市民会館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立市民会館 |
| 2 団体の名称 | 株式会社ケイミックスパブリックビジネス |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西北コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立西北コミュニティセンター |
| 2 団体の名称 | 西北コミュニティセンター運営協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立南コミュニティセンター、寝屋川市立南コミュニティセンター分館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 寝屋川市立南コミュニティセンター
寝屋川市立南コミュニティセンター分館 |
| 2 | 団体の名称 | 南コミュニティセンター運営協議会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立東北コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立東北コミュニティセンター |
| 2 団体の名称 | 東北コミュニティセンター運営委員会 |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立西コミュニティセンター |
| 2 団体の名称 | 西コミュニティ推進委員会 |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立東コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立東コミュニティセンター |
| 2 団体の名称 | 東コミュニティセンター運営委員会 |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立西南コミュニティセンター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市立西南コミュニティセンター
- 2 団体の名称 西南地区コミュニティ推進委員会
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立中央高齢者福祉センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立中央高齢者福祉センター |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人かわちモア COM. |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(すばる・北斗福祉作業所、大谷の里)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立療育・自立センター（2 施設）
すばる・北斗福祉作業所
大谷の里 |
| 2 団体の名称 | 社会福祉法人療育・自立センター |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立国道1号高架下駐車場)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和2年11月30日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立国道1号高架下駐車場 |
| 2 団体の名称 | アドバンス寝屋川マネジメント株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立学び館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市立学び館 |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人笑顔 |
| 3 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立地域交流センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市立地域交流センター
- 2 団体の名称 株式会社アステム
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所

[REDACTED]

氏 名

道 上 雅 司（みちかみ まさし）

生年月日

[REDACTED]

理 由

人権擁護委員 道上雅司が令和 3 年 6 月 30 日 任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 道 上 雅 司 (みちかみ まさし)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 47 年 3 月 東海大学工学部卒業

職 歴

昭 和 47 年 4 月 大阪電気暖房株式会社 入社
平 成 18 年 3 月 同 上 退社

公 職 歴 等

自 平成 28 年 12 月 民生委員・児童委員
至 現 在
自 平成 30 年 7 月 人権擁護委員
至 現 在

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所

[REDACTED]

氏 名

荒 木 裕 美（あらき ゆみ）

生年月日

[REDACTED]

理 由

人権擁護委員 荒木裕美が令和 3 年 6 月 30 日 任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履 歷 書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 荒木 裕美（あらき ゆみ）
生年月日 [REDACTED]

學 歷

昭和 58 年 3 月 精華女子高等学校卒業

歷 職

昭和 58 年 4 月 河村整形外科病院 就職
昭和 62 年 3 月 同 上 退職

公 職 歷 等

自	平成 13 年 4 月	寝屋川市立北小学校 P T A 副会長
至	平成 15 年 3 月	
自	平成 14 年 4 月	寝屋川市立校園 P T A 協議会副会長
至	平成 15 年 3 月	
自	平成 15 年 4 月	寝屋川市立北小学校 P T A 会長
至	平成 17 年 3 月	
自	平成 18 年 7 月	人権擁護委員
至	現 在	
自	平成 19 年 6 月	子どもの人権専門委員
至	平成 22 年 5 月	

賞

罰

平成 24 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 25 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 27 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 28 年 6 月	法務省人権擁護局長表彰
平成 29 年 10 月	法務大臣表彰(人権擁護委員に対する表彰)

第六次寝屋川市総合計画基本構想の策定

第六次寝屋川市総合計画基本構想を別冊のとおり定めることについて、寝屋川市みんなのまち基本条例（平成 19 年寝屋川市条例第 24 号）第 19 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔